第七条　検査法施行令別表の六の項（二）、（十三の二）、（十三の三）、（十四）、（二十二）、（二十三）及び（三十一の二）の外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　［略］

二　検査法施行令別表の六の項（十三の二）に定めるもの　つづれ織物（アメリカ合衆国通貨五〇〇ドルに相当する額を超えるものに限る。）

三　検査法施行令別表の六の項（十三の三）に定めるもの　磁器製の食卓用品（アメリカ合衆国通貨一〇〇ドルに相当する額を超えるものに限る。）

四～七　［略］

第八条　検査法施行令別表の七の項の外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　航空機用燃料（国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号十二に従って設置された委員会が、当該航空機用燃料の北朝鮮への輸出を事前に承認したものを除く。）

二　新品のヘリコプター（国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号十二に従って設置された委員会が、当該ヘリコプターの北朝鮮への輸出を事前に承認したものを除く。）

三　新品の船舶（国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号十二に従って設置された委員会が、当該船舶の北朝鮮への輸出を事前に承認したものを除く。）

第九条　検査法施行令別表の八の項の外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～七　［略］

八　銅

九　ニッケル

十　銀

十一　亜鉛

十二　銅像その他の像（国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号十二に従って設置された委員会が、当該像の北朝鮮からの輸入を事前に承認したものを除く。）

第十条　検査法施行令別表の九の項の外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　当該物資を運搬する船舶又は航空機、当該物資の品目、数量、所有者、仲介者及び需要者その他の情報を総合的に勘案して、検査法施行令別表の九の項（一）、（二）又は（三）に資するおそれがある物資であると認めるに足りる相当の理由があるもの

二　食料品又は医薬品以外のものであって、当該物資を運搬する船舶又は航空機、当該物資の品目、数量、所有者、仲介者及び需要者その他の情報を総合的に勘案して、検査法施行令別表の九の項（四）又は（五）に直接資するおそれがある物資であると認めるに足りる相当の理由があるもの（専ら人道上の目的若しくは生計目的のためであり、北朝鮮の個人若しくは団体が収入を得るために用いられず、かつ、国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号、同理事会決議第千八百七十四号及び検査法施行令第一条第一項で定める同理事会決議により禁止されたいかなる活動にも関連しないと認められるものであって、その旨及び他の用途に供されることを防止する措置を国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号十二に従って設置された委員会にあらかじめ通知されたもの又は同委員会が別に定めるものを除く。）

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百七十八号）の施行の日から施行する。

第七条　検査法施行令別表六の項（二）、（十四）、（二十二）、（二十三）及び（三十一の二）の外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　［略］　［新設］

二～五　［略］　［新設］

第八条　検査法施行令別表の八の項の外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～七　［略］　［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］